物資集積拠点に関する
調査特別委員会

令和８年６月２４日

葛 城 市 議 会

物資集積拠点に関する調査特別委員会

１．開会及び閉会　　令和８年６月24日（水）　午後２時30分　開会
　　午後５時10分　閉会

２．場　　所　　葛城市役所　新庄庁舎　第１委員会室

３．出席した委員

委員長	吉村　始
副委員長	藤井本　浩
委員	西川善浩
〃	杉本訓規
〃	梨本洪珪
〃	奥本佳史
〃	谷原一安
〃	川村優子

欠席した委員　　な　し

４．委員以外の出席議員

議長	増田順弘
議員	福本善之
〃	木村　公
〃	速水一生

５．職務のため出席した者の職氏名

事務局長	西川勝也
書記	神橋秀幸
〃	関元　瞳
〃	西邨さくら

６．調　査　案　件
　（１）今後の委員会運営について

開　会　午後２時３０分

吉村委員長　ただいまの出席委員は８名で、定足数に達しておりますので、これより物資集積拠点に関する調査特別委員会を開会いたします。

皆さん、こんにちは。午前中は議会改革特別委員会がありまして、午後からこちらのほうの物資集積拠点に関する調査特別委員会、おとどい、この委員会を開催いたしましたところ、もう本当に夜の９時ぐらいまでなりましたでしょうかね、熱心な議論をいただきまして、ありがとうございました。そのときに、まだ今後のことについて、委員の皆様からお伺いするという機会を持てませんでしたので、時間の都合もありまして、それで今日はお集まりいただきました。どうぞ皆さん、慎重審議よろしくお願いをしたいと思います。

それでは、委員外議員、ご紹介いたします。速水議員。木村議員。福本議員。

発言される場合は必ず挙手をいただき、指名をいたしますので、マイクの発言ボタンを押してからご起立いただき、必ずマイクを近づけてからご発言されるようお願いをいたします。

それでは、ただいまより調査案件に入りますが、簡単に本日の委員会についてご説明をいたします。去る６月22日、おとといですけれども、本委員会の調査・審査事項になっております物資集積拠点に関する事項につきまして、市長を含む10名の職員の皆様にご出席をいただき、説明員として各委員からの質問にお答えをいただきました。おとといの委員会につきましては、今回の調査特別委員会の性格上、質問項目もどうしても多岐にわたってしまいましたし、それから説明員が回答される際にも、資料の確認などで時間を取ってしまうという場面もありました。そのために、委員会が長時間に及びました。先ほど申しましたようにその結果、６月22日の委員会中に各委員の皆様、全員に当日の説明員のご回答を受けた上で、今後の委員会の進め方についてご意見を伺おうかなというふうに、私思っておったんですが、それがかないませんでした。そして、本日は、各委員の皆様に今後の委員会の進め方についてご意見を伺いたいと思っております。また、暫時休憩も入れながら慎重に審議を進めたいと考えておりますので、ご理解のほどお願いをいたします。

それでは、１、今後の委員会運営についてを議題といたします。

この件についてご意見等ございませんでしょうか。おとといの議論を受けて、ご意見ありましたらお伺いをいたします。

川村委員。

川村委員　よろしくお願いします。まだ記憶にも新しい状況でありますので、最後は西川委員の私たち議員が葛城市土地開発公社が先行取得した受援施設の適正な処理を求める決議、このことについて、議会は理事者のほうに求めているわけなんですが、内容的には、この内容は、我々が、不適切な処理、事務処理に係る懸念はもちろん払拭できない限り、これを議会としてあの候補地に対して、また、購入してしまった土地建物について、議会として認めることができないという文言が書かれております。そんな中で、今、それがただ止まっているというだけではなく、ここに土地開発公社が新たな借入れをした金額２億6,000万に対しての利息が発生しています。これはもう日々、その金額がかさんでいくと。もう既に将来、それが損害にならないかという懸念が発生している。このことに対して、本当に早急にスピーディ

一に解決していかなければならないというのが一番の本委員会も素早くやっていただくということの目的が１つあると思います。ですので、今後の議会運営につきましても、やはりスピードアップして、しっかりとこの議会の決議について推し進めるような状況をつくらなければならないと思いますので、とにかくゆっくりしてはいけないと。もう利息というものに対して、もっともっと意識をそこに持っていかなければならない。これ、もう将来損害として発生するべき、これ誰も片づけてくれない。葛城市がその負担をしなければならない可能性の高いものですから、私はもうここはもう本当に一番大事な部分であるゆえに、これを早く解決していただきたいということを願うわけですので、この委員会につきましても、まず、調査をスピードアップしていくのか、どんな形でこれから進めるのかは十分に協議いただきたいというのが希望です。まず冒頭に、この話をさせてもらいたいと思います。

吉村委員長　今し方、川村委員のおっしゃいましたように、利息につきましても日々発生しており、また、これが最終的に市民のご負担になるという懸念が非常にある。これは我が調査特別委員会は、やっぱりスピード感を持ってということ、当初からあるわけですけれども、これについて、委員から再確認、強いお言葉でいただいたというふうに伺いましたけれども、ほかにございませんか。特に……。

谷原委員。

谷原委員　昨日ですか、一昨日ですかね、この委員会で、最後に議会が上げた決議についての受け止めを市長がお答えになった中に、議会の議決権も尊重するという言葉もあり、そして、議会の決議の方向性についても検討したいということであったと思います。そうであれば、私、なおさら今後、議会としてしっかりと調査すべきことが出てくると思っております。それ何かといいますと、これ、土地開発公社が今持っている土地を売却するということとなった場合、購入したのが２億6,000万以上あるわけで、今それを借入金で、それで地権者に支払ったわけですから、その借入金を返還しようとすれば、当然、買い求めた金額以上の金額で売れないと、土地開発公社としては支払いができないということになります。そうすると、今の現下の状況でそれが難しいということになった場合、損失が発生すると。その際、土地開発公社は、一昨日、東副市長、理事長ですから、おっしゃったのは、いや、市が買い戻すという契約で我々は先行取得したので、あくまで市に買い取ってもらうのが原則ですと。そら、土地開発公社はそのとおりだと思うんです。つまり市に責任がある。とすれば、土地開発公社が支払えなければ、市の一般会計からその差額の部分を補てんしていくということになろうかと思います。それはそれで、一般会計補正予算として出てくるということになるので、議会がそのことを議決をするということになるわけですね。これは議会が求めて、土地開発公社に売却を求めて、売却の結果、損失が発生した。それに対して議会としては、当然議会から出たことですから、それを認めるということになろうかと思います。それで、市民の方が、それで納得していただけるのか、どういうふうに見えるのかという問題が私はあると考えています。それは、市長の立場からすれば、受援施設が必要だから、これを買ったと。確かに事務処理上の不適切な扱いがあって、議会には認めていただかなかったと。でも、これは緊防債も使って、市の財政負担も軽くしながら、これを買う予定だから、むしろそれで買

って、逆に言うたら、売ったことによる損失補てんのほうが大きくなると、それやったら買ったほうが、買って維持しているほうがまだましやったやないかということも出てくるわけであります。ですから、市民の方にとって、何で議会がそこまでして売却を求めて、決議まで上げたかということが、今の調査の段階では、まだまだ分かりにくいところがあろうかと思います。なぜ、議会がそこまでしてそういう決議を上げて、そうするのかということですね。したがいまして、今後の調査においては、一番焦点になっています事務上の不適切な在り方、それがここまで財政的な負担が生じても、これをきちっと明らかにしておかなければならないほどの問題なのかどうか。ここをしっかりと私は調査すると。それだけ大きい問題だからということがなければ、やっぱり議会がここまでしているということはなかなかご納得いただけないのかなというふうな気がします。これは、これ私の経験上ですけれども、道の駅かつらぎの建設事業における不適切な事務処理がありました。これは、やっぱり訴訟まで起きましたし、その訴訟の結果において、葛城市はかなりお金が出ていきました。さらには、国の補助金の返還という形で、これもかなりの支出があったわけです。でも、それも、そこまでしなければ、やっぱり大きな事務上の不適切な問題、葛城市の今後のことがあるからということで、一定の範囲できちっとやると。それ以上のことをやったらもっと大変だということもあったと思うんですけれども、そういうやっぱり見合いがあると思うんですね。バランスもあると思います。だけど、そこまでやって、今後の行政上の諸問題において、やはり必要やからやっていったというところがあろうかと思うんですね。じゃあ、今回の問題がどうなのかというところは、私は極端に言えば、弁護士も入れて、今後の損害賠償が、損害賠償とは言えないんかも分からんけれども、損失が発生したときの在り方の問題とか、契約上の問題とか、いろいろ私はもうちょっときちっと詰めないと、本当にこれから大きな財政負担を一般会計に強いることになる可能性も出てくるので、そこまでする必要がある問題なのかどうか。私はあると思っているんですけど、今でも調査の段階ではっきりとそこまで、答弁の中身も含めて、そこまでは私ははっきりと分からない状態になっているというので、このままで、議会の議決、全会一致で決めているわけですから、その議決の正当性ということが、私はあると思っていますけど、それがもうちょっとはっきりと調査の中で明確にしていく必要があるんかなというふうに思っております。

吉村委員長　分かりました。先ほどの川村委員のおっしゃっていること、方向性は一緒だと思いますが、事務上の不適切な在り方について、場合によっては弁護士も入れてという発言もございましたけれども、というふうに谷原委員はお考えだということですね。

ほかにも……。

西川委員。

西川委員　ここで討論するわけじゃないんですけど、売って損害が発生したとかというのは、また別問題だと思いますよ、僕、今。だって、決議出したん、市議会ですから、全会一致でね。それをそのときになったらこうやとか、そういう話ではないし、それを調査するということではないとは思いますし、そこは、私の中では決議を一刻も早く履行していただきたいというところなんですよね。それを損したらどうやとか、そのために弁護士入れてすんねんとかい

うところは、時系列でいうてもおかしいんじゃないかなというところは感じたところでございますし、不適切な事務処理、むちゃくちゃ不適切でしたよね。今のこの特別委員会の中でも。やっぱり職員から聞いていないであるとか、もうあからさまに出てきたわけですよ、いろいろ。これ以上何、ほんでもうちゃんとしてくださいよと、内部統制もという話にもうみんななっていますよねというところですよ。これ以上何を委員会で、目的ですよね、そこについて僕、明確にして、これは議会も、弁護士の話も出ましたけど、予算をきっちりとつけていかんなあかんのです。目的をきっちり定めて、しっかりと積算もせなあかんでしょうね。これ予算を通していかなあかんわけですから。というところを明確に定めていただかんなあかんのかなと、明確にしていかんなんのかなと思いますし、だから、いやもう、これ以上、何がほかにせんなんのかというと、もう全部、本来でいうたら隠さんなあかんような話が出てきたわけです、いろいろと。だって、メールを、債務負担をせんなあかんメールを、それがあったのに、しやんかった。こんなん本来やったら出てくるかみたいなところとか。そやから、ほか何というところが、これ、結局調べて議会やって、お金かけたけど、何もなりませんでしてんというようなことであったら、これは、もう今までやっていた百条委員会と、僕もこの中では、今、僕、百条という言葉を出してしまいましたけど、そのとき、僕だけですよね、多分この百条を経験していないのは、委員会の中でね。ただ、そのときに見させていただいた中では、やっぱりこれ、明らかに政争の具にもなっていたようには感じておったところでございますし、これ、ごめんなさいね、言葉の、そのときはそういうふうに見えていた。これが結局どないなったかいうたら、今の前の百条のことも、結論、最後、市からの報告も受けていませんしね。多分、委員長、藤井本委員長やったと思います。百条のそのときの最後のね。そのときのやと思います。そのときの最終、議会から議決をした報告、申し送ったことについても、何かしら出てきたんかなというところも、これ、話別やと言われる方がおるかもしれんけど、そういうこともあるんですよということですよ。百条というのは。それはまだ市のほうから何の返答も受けておりませんし。そやから、その辺も含めて、これ慎重に考えていかんなあかんことやとは思います。

吉村委員長　分かりました。内部統制については、もう非常にいろいろ問題があったということは、この委員会の中で、それはおっしゃるとおりかなと思います。また、先ほど谷原委員もおっしゃいましたけど、言うたら我々の決議を履行した上で、損害が発生するとかということについては、それはまた先の話です。この委員会とは、今やっていることとはまた違いますので、先の問題であるということは、今、西川委員のおっしゃったとおりだと思いますので、それはそのように確認はさせてもらいます。

ほか、何かご意見等……。

谷原委員。

谷原委員　百条のお話が、西川委員のほうからおっしゃって、以前にも百条委員会やって、そして、その結果何だったんとかということをおっしゃったんですけれども、報告書がちゃんと出ています。報告書、私自身は少数意見の留保という形で、私自身の報告書も、議会の中で留保意見を述べさせていただきました。やっぱり百条委員会の目的は、不適正な事務の在り方に

ついて調査し、再発を防止するための提案を行うことということで、やはり提案をしているわけです。例えば、会計課における金庫内のお金の在り方とか、そのときの監査をどういうふうにするかとかということも含めて、私も提案しました。そうしたことについては、基本的には当然改善されているということなので、委員会としては報告までが義務ですから、その報告についてどこまで履行したかというところを追跡するものではないので、それは明らかになっていないけれども、不適切な事務があったことについての様々な改善は、当然行政の方はやっていっていただけているわけですので、私は何も結論としてないということではないと思います。ですから、今回の委員会についても、私が一番懸念している不適正な事務というのは、やっぱり債務負担行為について、そういう嫌疑もあったのに、担当課からご意見もあったのに、それがどこかで通らないまま、慣例に従ってやってきたというところら辺が、まだはっきりしていないなと。また、それに対する再発防止等も全く明らかになっていないので、ここはきちっとやらないと、再び同じことも起こるということもありますので、そういう点ではまだまだ調査及び不適正な事務がどこにあって、どうすればそれが改善されるのかという提案も含めた報告をやっぱりつくっていく必要があるなというふうに思います。百条については、私が経験していた中では、そういう印象を持っているので、特定の政争の道具に使われるということが多々、過去あったり、そういうことが目立つけれども、そうでない百条の運営をしているところもたくさんありますし、それは、いろんなホームページなどで報告書なんかも出ておりますし、やはりきちっと不適正な事務の中身をきちっと明らかにした上で、改善策も含めた提案、そう持っていく必要が私はあると思っております。

吉村委員長　分かりました。今、今後の委員会運営について、今、各委員のご意見を伺っておりますので、例えば、ここのところがまだこの聞き取りが足りないとか、この方がまだ呼ばなければいけないとか、そういう具体的なことでも結構ですので、全般として。今、お二人から百条という言葉は出ましたけれども、そのほかについて、またご意見等ありましたら、それも含めてでも結構ですけれども。

梨本委員。

梨本委員　一昨日、いろんな話を聞かせていただいたんですけれども、原因究明という意味では、私はかえってよく分からないことが結構出てきているんです。というのも、やはりあの場所を選定しなければならなかった理由、どう考えても６か所の中で、あそこだけがすごく私は異質に映りますし、そういったものを基本的には違法な手続、ここに関しては、市長と考え方はすごく隔たりがあるんですけれども、私はやはり違法な手続ではなかったのかなというふうに思うんです。それを市の公金ですよ。それを最終的に議会の承認なく、支出しようとした。このことについては、やはり非常に重いんではないかなと。ここに関してはもう少し深掘りして、原因究明をしなければならないのかなというふうに思います。その中では、まだ聞き取りもできていない職員さん、いらっしゃいますし、もし、この先どのような形で調査するのか分かりませんけれども、特定の個人を何か攻撃するとか、ターゲットにするとか、そういうことではなくて、どういうことが根本にあったのか、なぜそういう手続をしなければならなかったのかという、基本的には、最終的には誰がそういうことを主導してこういう

ことになったのかというところをしっかりと今回解明するということが、次の葛城市の行政手続をしっかりとしていく上では、私は大事ではないかなというふうに思っています。

先ほど川村委員もおっしゃられたんですけれども、この状態が続けられるということは本当に問題であると思うんです。どんどんどんどん、これが、先ほど谷原委員は、どれだけ、売ったときに、それ以上で売れなかったらとかとおっしゃいましたけれども、それは私も別の話やと思います。もしかすると高く売れるかもしれませんし、逆に、ちゃんとした鑑定をしているんであれば、できるだけ早くやれば、納められると私は思うんです。だから、早い段階で処理をしないといけない。処理をした上で、もし、それでもその場所がどうしても必要なんであれば、もう一度債務負担を組んで、その場所をもう一回議決して上げてきたらいいじゃないですか。それを、どうも市長の答弁を聞いていると、この決議に関しても非常に軽く考えていらっしゃる。その疑念が払拭できない限りと書いてあるので、行政サイドで最大限努力しますというんですけれども、私どんな努力されるのかなと、もうこれ以上の努力のしようもないですし、一旦処理するということが前提に立って進んでいくというのは、これは最低限必要だと思います。そこに至らないということであれば、もう本当に何かそこにある、もう根本的なところ、市長、副市長、ご存じないところ、おっしゃっていましたけれども、どの部分まで、どこが主導で、誰が主導で、こういうことが起こったのかというところまでは、何度も言いますけれども、犯人探しをしようというのではありません。きちっと解明した上で、次の行政手続を適正に戻していく。これが葛城市市議会の私は責務ではないかなというふうに考えます。

以上です。

吉村委員長　そうですね。今し方おっしゃった中でも、あの場所を選定しなければいけなかった理由とか、その辺り、分からないところが幾つもあって、これまでのこの委員会では、まだ明確にできていないというところ。それからあと、これはもうどの委員も、あるいはほかの委員外議員さんも同様だと思うんですが、やっぱり決議を早く履行してもらいたいというところはあります。速やかに処理をするということが大事。今し方、梨本委員もおっしゃいましたように、別にこれで高く売れる可能性も可能性としてはありますので、それは、そのことについては、今後の問題というか、ここでは取り上げる問題ではございませんので。承知をいたしました。

ほか、ご意見等がありましたら、今まで大体皆さん、かなり……。

杉本委員。

杉本委員　今後のやつというのは、僕、今、そんなちゃんとまとまっていないですけども、感想でしゃべらせてもらうと、僕、この物資集積拠点、欲しいと思ったこと一回もないんですよね。そもそもやっぱり県がやっている事業でもありますし、本当にあの規模のやつが要るんかとか、あそこでいいのかとか、いろんな疑問がいっぱい出てくるんです。ただ、いつも僕、何回も言うてる買い方ですよね。いきなりぽんと来て、これありますから買いますよみたいなんを、これずっとやめてくれって言うてんのに、また出てきたわけじゃないですか。別に欲しいんやろうけど、買い方もあれやし、進め方も全然駄目なことは明らかじゃないですか。

中身もそうやしね。ただ、全員で決議したのを処理するというところですよね。僕はもうそれがもういの一番でやってほしいことなんですよ。もうそんなん、持っていて、こっち議会が賛成になることなんかもうないというのは、ふつふつと分かったと思うんですよ、理事者側はね。まずいことも分かってきたと。こっからどうすんのかなというのが、僕は注目しているところなんですけども、今おっしゃった次の進め方ですよね。僕そこら辺はあんまりよく分かんないですけども、あの決議案に対して、市長の答弁って何かよく分かんないんですよ、僕。決議重く取っています。でも、皆さんに分かってもらえますようにみたいな。どっちなんて思っているんですよね。結局はずっと持っとくの、持っとかんの、売るの、処理するの、しないのって話を、もうちょっと詰めてやりたいなと思っているんです。あれを処理してくれというのが僕らの願いなんでね。中身の不適切な部分に関しては、僕は、ちょっと違う方向で見ていて、それはそれでやらなあかんと思いますけども、まずはこの委員会を立ち上げたのは、最初に決議があったわけなんで、まずはそこをもうちょっと明確にしていきたいんやけど、どうしたもんかなというところもあるんですけども、集積拠点が必要かどうかというところは、僕はもう最初から要らないと思っていたんで、そこを何か次に向けてというのもなかなか難しいところあるんですけども、取りあえずはこの持っていき方、処理の仕方というのは問題やと思っているんですけども、これからあれをどう処分していくかというのは、もうちょっと時間かかるんかも分からんけど、詰めていきたいなと思っています。

吉村委員長　今し方、杉本委員のおっしゃったみたいに、受援施設そのものについては、県との連携とか、そういうふうなことも含めて、幅広く議論すべき問題であると思います。今後の委員会の運営というか、進め方についての前に、取りあえず、議会のほうから明確に、この施設を処理してくださいというふうなことを言っているわけです。委員会じゃなくて議会全体で。それに対して、やはりどうしても、いや、現地見てもらえたらみたいなことを、それは、あの場所にこれが唯一の答えだと思っていらっしゃるであろう市長とか副市長がもしそうで思っていれば、お気持ちは分からなくもないですけれども、それでも、うちの議会としては、やはり地方自治法のこともありますし、やはり不適切な処理でこのことを認めるわけにはいかないというところがありますので、これは処理をしてもらわなきゃいかんというふうなことなんですけれども、このことを急いでもらうことも含めて、この委員会の在り方ですね。皆さん、意見を聞かせていただけないでしょうか。結局１回目、理事者を呼んで、１回目、それから２回目、１回目は市長お見えにならなかったですけど、２回いたしましたけれども、この基本的な、例えば、処理をするという方向性についても一致を見ていないというような状況であります。もちろん、そう簡単にはいかないことなんだけれども、ただ、こういうふうにして処理方法を探っていますとか、考えていますとかというふうな話が少しでも出てくれば、進展があるんですが、そうでもないというような状況の中で、この委員会はどうしていったらいいのか。また次回、例えば同じようなふうにして、皆さん来ていただいて、調査を進めていけばいいのかということなってくると、膠着状態に陥っているんじゃないかなというのが、委員長としての率直な感じです。多分また、来ていただいてということになってくると、今後、例えば具体的に、この前お見えになっていなかった、この方の意見を聞くべ

きだとか、そういうふうなところがありましたら、出していただけたらというふうにも思うんですが、そのことも含めて、何かご意見等ございませんでしょうか。

奥本委員。

奥本委員　さきおとつい、その前と、特別委員会、２回開かれたわけなんです。１回目と２回目の違いというのは、市長がいらっしゃったか、いらっしゃってないかというところで、重複する質問もあったんですけど、ご本人いらっしゃるところで答えてもらうというところが違うかったんですよね。そもそもやっぱり一番の取っかかり、西川委員も皆さんおっしゃっていますけども、決議に対して市側がどうするかというところを我々求めたいんですけども、そこの、だから、その決議の中でも、要は３点なんですよ。現在の状況をいち早く解消してくれと。２つ目としては、血税を無駄に使うことがないようにしてほしい。３つ目として、最善の受援体制を構築してほしい。この３点に対する回答は全くなかったんですよ。にもかかわらず、我々は、要するに、最終目的これなんですけども、これに至るまでに、いろんな事務処理とか内部統制とか指摘しましたけども、それにもかかわらず、現地見てくださいと。もう全然かみ合っていないんですよ。正直この状態をやったところで、同じ堂々巡りになるかなと私思っています。

まず、そこに至った、なぜ購入に至ったかという経緯を我々は、最終目的はこの３つなんです。そこに至るまでにその経緯を知りたいけど、その経緯が全然もう話かみ合わないし、そういう答えも、そこに関してもよく分からん、もう聞いてよく分かりませんわ。仮にそのときに当時在籍していらっしゃった担当の方来てもらったとしても、多分言い分がまた、絶対かみ合わないと思います。そうなってきたときに、議会に与えられている権利としては、証言の信憑性を高めるために罰則規定を設けた方法というのは、これ具体的に言うたら百条委員会というのがあるんですけども、そこしかないんですよ。でも、我々はそれを求める目的とするわけじゃない。最終目的は、今の３つを解消するところにあるわけなんです。そしたら、あくまでもその過程として、今の現状が膠着状態にあるんであれば、まず１段進める。それでも駄目やったら、さらにその次。百条の目的は、もう書いてあるので皆さん分かりますけども、やっぱり適切な事務処理をしてもらわんと駄目なんです。それが我々の求めている３つなんですよね。それが駄目だったら、最終、その百条のその次なんですよ。どうするかという。これ必携にも書いていますけども。そこに至るまでに解決できればいいんですけど、それはもう最終の最後の最後やけども、それを早くしないといけないというところは我々一致しているところなんで、今、この膠着状態を、私の個人のこの間の議会の感想からしても、たとえ新しい証言が出てきても、話は全然かみ合わないと思います。かみ合ったところでも、恐らく主張は違います。議会はあれをもう認めない。ところが、市としては、現場見てくれということやから、それを撤回するつもりは全然ないんですよ。それがもう行政トップと公社のトップの主張ですから。そこが例えば、いや、これいろんな手続上の問題ありましたとか認めていただいて、認められて、そしたら、これをこういうふうにやりますんで、議会認めてくださいよという条件とかも話も全くなかったじゃないですか。だから、これを繰り返したところで同じことになるかなという気はしますね、私は。だから、やっぱり

そしたら、その次の段階を考える時期に来ているんじゃないかと思います。

吉村委員長　分かりました。奥本委員は、今の調査手法、限界が来ているんじゃないかというふうなことですね。奥本委員からも百条というあれが出てきましたけども、言い分がお互いかみ合っていないというところ、これがなかなか進んでいないなというような感じを持つ原因の大きな１つかなというふうにも思いますが。一通り各委員からは発言はいただいたと思うんですが。

藤井本副委員長。

藤井本副委員長　私もこれもう言葉を崩して言いますけど、もう荒っぽいやり方で購入されたなという、私はもうそれしかないです。どれ１つとして、これはええなと。例えば買い方がよかったな、金額安いなとか、何ひとつ私はいいものがない、荒っぽいやり方であったということが、議会でもこういう意見が合わないというふうになっています。この議決、確かに皆さんおっしゃるのと一緒です。そこで反省、反省というんですか、心を変えていただいて、この方向で解決をしていくとさえ言っていただければ、我々も時間を取ってこういうことをすることはしなくていいと思うんですけども、それもないということになれば、目的として調査する調査特別委員会を設置をしたわけですよね。98条か。これは早いか遅いかというと、私はもうこの流れで、今までの流れでも若干遅いなというふうに思っています。何がそうさせたかというと、３月につくったんですよね。

吉村委員長　３月の定例会。

藤井本副委員長　４月にどうやっていこうと決めて、４月に書類の請求をしたと。５月にその書類を持って話をするときも、市長は出席をされなかった。本来であれば、やっぱり肝煎りやねんと、命がどうやとかいう、あっこまで言うてんのやったら、最後はこの間、見てくださいとおっしゃっていたけども、やっぱりもっと理事者のほうから、これを議員に説明が不足していたということできちっとされるのかなと思ったら、そうでもないし、この決議についても進まない。我々議会というのは議会の役割があろうかと思います。書類とか見る、確認するというのは終わりましたので、これから調査をするということになれば、今まで知り得た情報の中で、それを人に、それがどなたというのはまだ私も分かんないけども、来ていただいて確認をしていってするということになれば、出ております百条ということしか、私もないと思います。ただ、こういう類いの話ですから、昔の兵法じゃないけども、あまりに時間をかけるというような話でもないと思うんですけど。けど、進まなかったら、このままいくと、議会の役割も果たせないということになるので、そういう方向でなるべく早く報告書をつくれるように、私はやるべきやというふうに思います。

以上です。

吉村委員長　今し方、皆さん、ニュアンスは違うんですけど、４人の委員から百条という言葉が、西川委員、谷原委員、それから奥本委員、それから藤井本副委員長、言葉が出てまいりましたので、百条委員会ということについて、イメージがそれぞれ違う部分もあろうかと思いますので、ここでどういうところかということ、イメージも統一していかなきゃいけなかったりとか、それから事務処理上のこともあろうかというふうに思いますので、暫時休憩を取りま

して、その点につきましても、事務局に事務的なこと、ご説明願ったりとかしたいと思いますので、そこで疑問点等々ありましたらというふうに思います。

暫時休憩を取ります。

休　憩　午後３時１０分

再　開　午後５時０４分

吉村委員長　休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

会議休憩の前に４人の委員の皆さんから、これ、それぞれニュアンスは違いますけれども、百条委員会について触れる発言をされましたので、念のために休憩を取りまして、そして、議会事務局のほうから、いわゆる事務的な手続とか内容とか、そういうことについてご報告いただき、それについて各委員から確認をしてもらいました。ということで、事務的な作業をしたというふうなことであります。

続いて、今後の委員会の運営につきまして、何かご意見とかお考えのある方。

杉本委員。

杉本委員　今後の運営ということなんですけども、この前の委員会でも僕思ったんは、何かもうかぶっていっているなという、質問も何か同じことの繰り返しのような気がして、皆さん、もうこれ同じことなんじゃないのというところの頭打ちで、次のステップやと思っていると思うんです。ただ、僕一番最初に決議、全員で決議出したときと、この特別委員会をつくったときの思いを思い返しますと、やっぱりあの受援施設の買い方云々は一旦置いておいて、やっぱり議会としては認めれないじゃないですか。認めれることがないじゃないですか。そうなると、やっぱりあの施設を売ってくれ、処理してくれというのが僕の最大の思いなんです。これをやっぱり一旦解決して、次のステップに進んでいきたいんですけども、この前の委員会で僕改めて、西川委員が聞いてもらったときに、何か前向きに言っているような、何かいつも一緒のような、そんな答弁やったんです。それ副市長も同じくね。だから、これ議会のこの委員会の進め方について頭打ちなところもあるけど、最終的にもう一回改めて、我々の決議についてどうすんのやと。どないすんねん、あの施設をというのを改めて聞いていただいてから、次のステップに進んでいくのが僕はありがたいんです。だから、いつのタイミングか分かんないですけども、改めて市長と理事長にもう一回改めて問うと。みんなが決めた、みんながこうしてくれって言っていることに対して改めて問うから、しっかりと答え用意してくれというのを、委員長か議長か分かんないですけども、改めて通告していただいて、しっかりと答弁していただいて、それで次のステップに進めていったらいいかなと思いますんで、よろしくお願いいたします。

吉村委員長　杉本委員から今、市長、それから副市長にそういった答弁の機会を求めたいという意見がありましたが、そのことについて何かご意見等ございますか。

藤井本副委員長。

藤井本副委員長　この調査、かなり進んでいるところでございますけども、我々調査というのはこれからさらに進めたいと。しかし、順番として、我々の決議文のきちっとした答えというのも、やっぱり確認をした上で進めるのが、順番本意、筋であろうと思いますので、それを先して

いただきたいと思います。

吉村委員長　なるほど。杉本委員のおっしゃるとおりやということですね。

ほかの委員、特に意見は。なければ、そのことについて委員会として、先にきちっとご意見というか、お考えを確認するという作業をするということで、よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

吉村委員長　それでは、できるだけこれは、私ども委員会もスピード感を持ってやっておりますので、早いほうがいいと思いますので、あさってが26日が本会議最終日になりますので、本会議終了後に、私どもの調査特別委員会の協議会、委員会を持ちまして、そこに、市長、副市長などご出席いただきまして、このご答弁を求めるという手配をしたいと思います。

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

吉村委員長　ないようであれば、１、今後の委員会運営については終結いたします。

これで、委員の皆様、今日もいろいろとご意見いただきましたけれども、最終的には、先ほどご意見ありましたように、まず、この物資、既に購入されてあるものにつきまして、私どもの決議、これについてどのように対応されるのかというのをまずしっかりと確認をしたいというふうに思います。

本日の調査案件は以上となります。

それでは、ここで委員外議員からの発言の申出があれば許可をいたします。よろしいですか。

（「なし」の声あり）

吉村委員長　ないようですので、委員外議員の発言を終結いたします。

皆さん、22日、今日が24日やから22日の調査特別委員会に引き続きまして、そのときも遅くまで熱心な議論していただきました、調査をしていただきましたけれども、僅か２日後でありますけれども、今日お集まりいただきまして、また、今後についてしっかりと議論していただきました。ありがとうございました。また、引き続き、調査を進めていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

これをもちまして物資集積拠点に関する調査特別委員会を閉会いたします。皆さん大変お疲れさまでございました。

閉　会　午後５時１０分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

物資集積拠点に関する調査特別委員会委員長　　吉村　始